

## 令和7年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

令和7年1月23日瑞穂町教育委員会第1回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君  
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 協議事項1 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和7年度主要施策（案）について

日程第4 議案第1号 瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、1番、日野委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙、記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

大井教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和7年度主要施策(案)について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 協議事項1については、瑞穂町教育委員会の令和7年度主要施策を策定する必要があるため、協議させていただくものです。それでは説明させていただきます。用紙を1枚おめくりください。これは瑞穂町教育委員会の教育目標、基本方針及び令和7年度の主要施策をまとめた案の表紙です。

表紙をおめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」ですが、町の長期総合計画の将来都市像を受けて教育委員会のめざす教育と基本方針を図式化したものになります。

3枚おめくりください。右上に新旧対照版と表示されていますが、令和6年度からの変更点がわかるよう

に作成したものです。この新旧対照版を使い、内容について説明いたします。

1 ページは、「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」ですが、変更点はございません。

2 ページをご覧ください。1 として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。変更点は、中央の図ですが、3つの目標が重なる部分において、令和6年度までは「連携」としていましたが、3つの目標の相互作用から育まれるものとして、「めざす人間性」としました。

3 ページをご覧ください。2 として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針1から基本方針4までの4つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定しています。なお、教育目標、基本方針は令和6年度と内容に変更はありません。

4 ページをお開きください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和7年度主要施策案です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和7年度の主要施策は、先ほど3ページでお示した4つの基本方針により区分し、表記しました。また、基本方針1から3につきましては、令和7年度からスタートする「第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）」に合わせ、基本方針実現のための方向性及び主要施策名を変更しています。施策末尾の二重かっこ内は、事業を所管する部署を表しています。

基本方針1、人権尊重と社会貢献の精神の育成に関する施策ですが、施策数は9で変更はございませんが、主要施策の1-1-(3)情報モラル教育の推進では、インターネットなどの利用により、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、ストップ22の取組強化を括弧書きで追加します。

次に、基本方針2、確かな学力の育成と個性と創造力の伸長に関する施策ですが、施策数は11で、2施策追加します。2-1-(3)において、持続可能な社会の創り手を育成するため、自ら考え深める体験を重視していくことから、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進を追加します。また、子育て世代の支援をするために、学校給食費等の無償化の推進を追加します。なお、2-3-(2)の特別支援教育の推進では、自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設をしましたので、その部分を削除します。

基本方針3、安全な学校と信頼される教育の確立に関する施策ですが、17施策で3施策追加します。1

点目は、今後、児童・生徒数が減少していくことから瑞穂町にとっての各学校の適正規模について研究していくことが必要でありますので、3-1-(2)として学校の適正規模の研究を追加します。

2点目は、令和6年度において、1つの施策としていたものを、3-3-(1)教員の職務を支援する施策の展開と3-3-(2)職員の在校等時間の適切な把握と意識改革の推進に分割し、教員が教員でなければできないことに注力できる体制を整え、教員のウェルビーイングの向上を目指します。

3点目は、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりを推進するために、まずは保護者の教育参加を促進するために、3-4-(3)保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援を追加します。

6ページになります、基本方針4、生涯学習の推進と施設・環境の整備に関する施策ですが、施策数は10で令和6年度と同じです。変更点は、4-1-(5)社会教育施設の環境整備において、中央体育館の空調設備の設置は完了しましたので、この部分を削除し、新たに令和7年度以降に進めていくビューパーク競技場改修工事設計委託を追加し、より快適な競技場としていきます。

2点目の変更点として、4-2-(1)第四次子ども読書活動推進計画は、令和6年度に策定し、令和7年度は計画を推進していきますので、策定を推進に変更しています。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長  
関谷委員

以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。

6ページの基本方針3で、保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援という文言があるのですが、今、学校は多少荒れた部分があったり、地域でなかなか次の世代へつなげる組織がよろしくないところが見えまして、いろいろな場面で保護者の姿勢が両極化しているような気がするのですね。あまりに熱心な部分と、全く無関心な部分と、このところで言うと、地域のそれぞれの人がどんな考えを持っているのか吸い上げていく、ボトムアップしていく必要があるのではないかと感じました。

村上委員

令和6年度に比べて非常にわかりやすくなったというふうに、読んで印象を受けました。例えば、「育む教育」の「教育」を削ったというところが、教え育てるだけではなくて、自ら教わらなくても読んでいく力

というのはあるわけですから、そういうところを汲み取って「教育」を外したというところは良いと思いました。

あと、5ページの2-1-(3)、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進ということで、こちらに関しては、今までは問題解決型であったりとか、そういう形で注意をすることになる先生が多いのかなと思うと、新しい指導方法ということで、各学校とも試行錯誤されているのかなと思うと、ここに、こういうふうに挙げたことによって、それに向き合わなければという意識を持っていただけで、ありがたいなと思いました。

それから、先ほど関谷委員も仰ったように、6ページのところで、家庭教育には保護者の支援ということで、非常に難しいところだなと感じています。極端な例がどうしても目立ってしまって、この間の普通に子育てをしているお母さんたちが、影が薄くなっている印象もありますので、そのところの意見をもっと吸い上げて、そこが大きく育ってくるような支援ができれば良いのかなと感じます。

日野委員 それぞれ見て、策定から推進に、推進から充実にということで、一つ一つの項目の施策がさらに一つずつ上がっていくというのが見えてとても分かりやすいと思いました。

もう一つ、この順番ですね、例えば基本方針1の人権尊重と社会貢献の精神の育成となったときに、一番はじめに人権教育の推進という言葉がくる、それを考えると、この順番というのはある程度並列なのか、それとも人権教育を真っ先に考えるのか、その考えをお聞かせいただければと思います。

教育指導課長 お答えいたします。施策事業としては、並列だと考えます。ただ、理念としましては、人権教育が教育活動全体を通じて基盤となるもので、理念、概念としては、人権尊重教育は最初に考えます。

日野委員 教育相談室並びに教育支援室いぶきに勤めていて、施策の基本方針2のところで、特別支援教育の推進並びに不登校対策の推進というところが、順番的には最後になっているという中で、特別支援並びに不登校というのは大きな課題であるなど考えているので、その辺を今、確認したかったところです。

学校教育課長 項目の順番ということですがけれども、こちらは方針ごとに方向性を定めておりまして、文言に対しての序列という訳ではないのですけれども、教育委員会として重点的なものということで前に出したりとか、そう

いうところがございますので、先ほどの不登校対策の3番目で、重点ではないのかというところは決してございませんので、そこのところはご承知おきいただければと思います。

大井教育長

ほかにご意見、ご質疑ございますか。ないようですので、協議を終結いたします。

それではお諮りします。協議事項1については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認されました。

日程第4、議案第1号、瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申についてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第1号の審議については、非公開といたします。

(審議非公開)

大井教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和7年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時22分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員